

公益社団法人宮古法人会令和4年度通常総会開催



公益社団法人移行後10回目を迎えた令和4年度通常総会が6月7日(火)、浄土ヶ浜パークホテルにおいて宮古税務署日渡一夫統括国税調査官(祝辞写真右)、藤根勉沿岸広域振興局県税室長、若江清隆宮古市役所総務部長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り会員48名(委任状214名)が出席し開催されました。寺崎勉会長挨拶のあと太田憲一郎氏(株太田)と伊藤敏郎氏(株角登商店)の2名を議事録署名人に選出し議事が開始。事務局より令和3年度事業報告、令和4年度事業計画及び収支予算が報告されたのち、令和3年度収支決算を上程、満場一致で承認されました。その後表彰式が行われ、会員企業から推薦のあった10名の方々への優良経理担当者表彰、令和3年度において新規会員を紹介された方に会員増強感謝状、上部団体である全国法人会連合会長表彰、東北6県連会長表彰、岩手県法人会連合会長表彰の伝達も併せて行われ、寺崎会長より賞状と記念品が贈呈されました。

総会終了後の記念講演会では、岩泉ホールディングス(株)代表取締役社長の山下欽也氏の講演会が開催されました。なお、例年実施していました交流会は、新型コロナウィルス感染症拡大を考慮し2年連続の中止となりました。

contents

目 次

通常総会	1
優良経理担当者表彰	2
上部団体表彰伝達	2
会長感謝状	2
行動する法人会	3~6
理事会・講演会・租税教室・セミナー	
社会貢献活動、部会報告会・税務研修会	
青年部会・女性部会県大会	
紙上講演会	7~8
トピックス	9
今後の事業予定	10
意見広告	11

法人会のキヤッチフレーズ

このままで企業の発展と社会の貢献活動

**法人会は
よき経営者きめぐすものの団体として
会員の積極的な自己啓発と
納税意識の向上と
企業経営における
健全な發展に貢献します**

令和4年度通常総会表彰式

優良経理担当者表彰 ~会員企業からの推薦者10名~

事業所名	受賞者名	勤続年数
宮古漁業協同組合	芳賀 徹 氏	37年
陸中建設株式会社	中居きみ子 氏	35年
有限会社松屋商店	松林 正吉 氏	33年
佐藤建設株式会社	畠山 直美 氏	28年
丸奥自動車工業株式会社	奥地ヨシノ 氏	20年
有限会社ニコニコ警備保障	鈴木真由子 氏	13年
株式会社キクチ工務店	菊地 恵 氏	10年
有限会社島香無線	藤原志桜里 氏	8年
有限会社藤原建築	鳥居美代子 氏	7年
株式会社小成	佐井 淳子 氏	7年

令和4年度 公益社団法人宮古法人会 通常総会



総会に出席した受賞者のみなさん
(右から4番目 寺崎会長)

上部団体表彰伝達

表彰区分	役職	氏名	表彰理由
公益財団法人全国法人会総連合会長表彰	理事	佐々木 寛 氏	役員功労者表彰
東北六県法人会連合会長表彰	理事	片座 康行 氏	永年在任役員表彰
一般社団法人岩手県法人会連合会長表彰	監事	山崎 仁志 氏	永年役員功労者表彰

会長感謝状 ~会員増強~

会員増強

氏名	事業所名
佐藤 隆一 氏	沢与建設株式会社

佐藤隆一氏は昨年に続く感謝状です。

受賞のみなさん おめでとうございました。

行動する法人会

第1回定例理事会・福利厚生制度連絡協議会



5月17日(火) 宮古ホテル沢田屋において令和4年度第1回定例理事会及び福利厚生制度連絡協議会が開催されました。令和3年度事業報告、収支決算報告、優良経理担当者表彰が審議され事務局提案のとおり承認されました。その後福利厚生制度受託会社3社(大同生命、AIG損害、アフラック)より会員の加入状況等が報告されました。

通常総会記念講演会 ～酪農の6次産業化に成功 震災・台風被害克服～



6月7日(火) 通常総会終了後に岩泉ホールディングス(株)の山下欽也氏を講師に「価格や量とは別次元で未来を創る～度重なる苦境を乗り越えて～」と題しお話をいただきました。累積赤字が膨らんだ中で岩泉乳業の社長に就任。台風被害など会社のどん底からV字回復するまでの12年間をエピソードを交えながらの復活劇場でした。

租税教室 ～管内3小学校6年生対象 青年部会員が精力的に実施～



5.26 宮古市立宮古小学校
講師 志賀 政信 氏



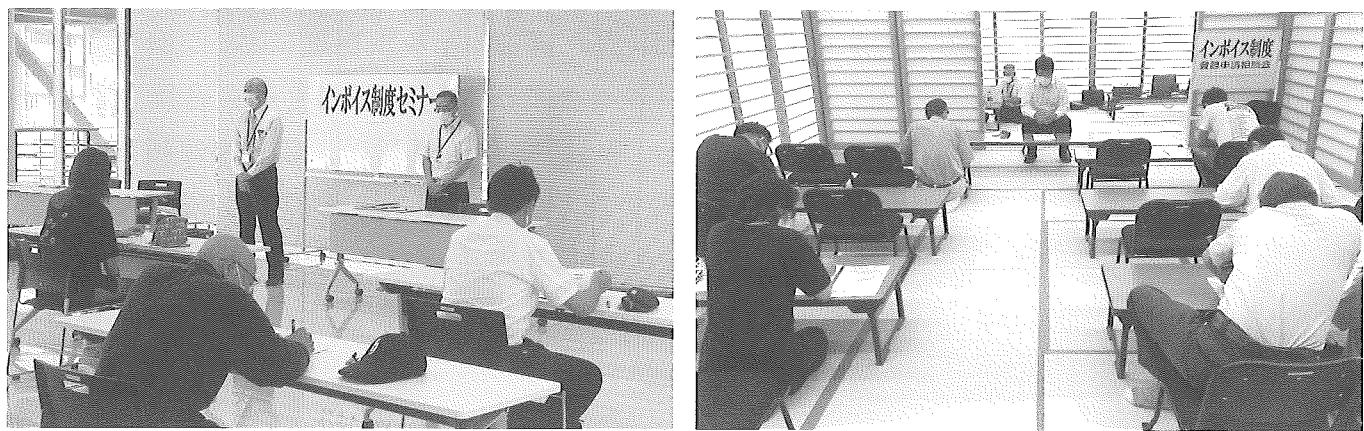
5.31 宮古市立崎山小学校
講師 伊藤 峻氏



6.16 宮古市立山口小学校
講師 佐藤 隆一 氏

宮古法人会では、社会における税の役割や大切さについて考えるとともに、身近な税に対する理解を深めもらうことを目的に宮古下閉伊管内の小学校6年生を対象に、青年部会の役員が講師となり実施しています。税に関するクイズや税がある社会ない社会の違いを通じて税の大切さを考えさせるアニメ、1億円の見本を手に取ってその重さを体験するなど楽しい授業でした。

インボイス制度セミナー&登録申請相談会



令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

宮古商工会議所主催、宮古法人会共催の、インボイス制度セミナー&登録申請相談会を8月29日、イーストピアみやこで開催しました。課税事業者、免税事業者合わせて67事業社が参加しました。令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。適格請求書等保存方式について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「消費税のインボイス制度」をご覧ください。

いのちを守る森づくり植樹祭IN山田町2022



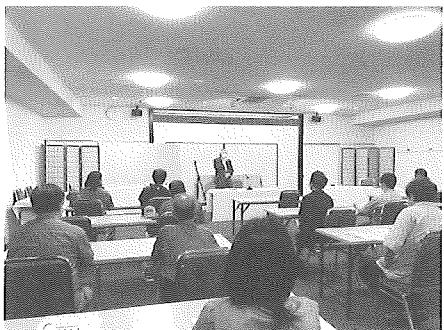
8月28日に開催された「いのちを守る森づくり植樹祭IN山田町2022」が山田町田の浜地区防災緑地公園内で開催され、参加者約220名、宮古法人会関係者21名もボランティア参加しました。この植樹祭は今年で3回目。公園内に28種類の樹種の苗木を植樹して、緑の防潮堤を作りました。この「いのちを守る森」は、やがて津波の勢いを和らげ、また引き波で家や車が、海に流されるのを食い止めてくれます。この森は、20年ほどで大きな木々が生い茂る森へと成長し、大津波の再来時には津波エネルギーを和らげ、浸水域を減らし、避難時間を稼ぐなど命を守る防災林として役立ちます。2019年の台風19号で、植樹したばかりの区画の一部が、山津波(土砂くずれ)により被害を受けました。町の住宅にも被害があったものです。今回はその植樹区画の復旧を兼ねています。

部会報告会



女性部会報告会が6月13日（月）宮古市の地域創生センター（旧宮古警察署）で開催されました。報告会後に潮見宏文税務署長（当時）による講話「最近の税務状況」をいただいた後、フラワーショップ花ことばさんの協力によりガーデニング講習会を開催しました。女性経営者等の皆さん、ぜひ女性部会に加入し一緒に活動しませんか。皆様の入会をお待ちしています。

税務研修会



岩泉支部セミナー



鳴原学史税務署長講演



柳谷博統括国税調査官講話

岩泉支部は、7月19日（火）と7月27日（水）の2回にわたり、ホテル龍泉洞愛山において、高野橋和彦税理士を講師に招き「インボイス制度対策セミナー」を岩泉商工会と共に開催、町内から27事業所30名が参加しました。（写真左）

親会では、9月14日（水）に7月10日付国税局の定期人事異動において、宮古税務署長に着任された鳴原学史（しげはらがくふみ）氏（写真中央）による「最〇端の魅力と税」と題しての講話、同じく人事異動で法人課税部門統括国税調査官に着任された柳谷博（やなぎやひろし）氏（写真右）による「インボイス制度について」のお話をいただきました。

会員増強施策

法人会の組織基盤の充実を図るため、法人会未加入法人の加入推進及び青年部会・女性部会員の加入促進を進めてまいります。皆様の情報提供をお願いいたします。

第23回特別研修の集い久慈大会～女性部会～

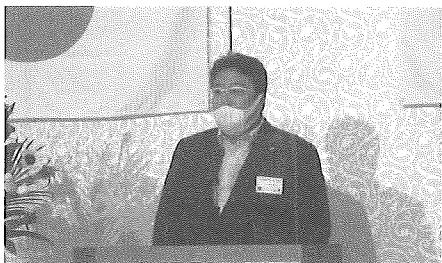


7月21日(木) 岩手県連女性部会連絡協議会主催第23回「特別研修の集い久慈大会」が久慈法人会女性部会主管で開催され、宮古法人会から及川桂子女性部会長以下5名が参加。県内各単位会の女性部会員と交流を深めました。

第26回研修の集い宮古大会～青年部会～



新生うみねこ丸で回遊



佐藤部会長から歓迎の言葉



次回開催地引継ぎ



鳴原税務署長祝辞



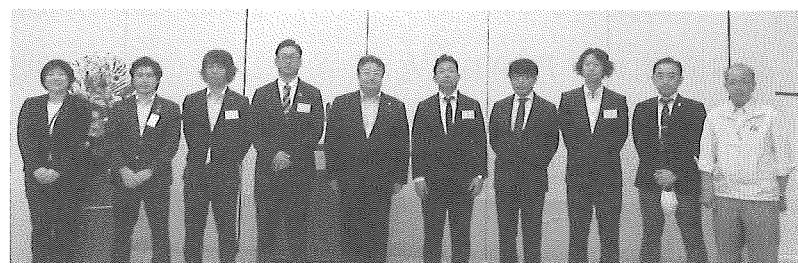
藤根県税室長祝辞



宮古副市長祝辞



記念講演 山下欽也 氏



法人会から10名

岩手県法人会連合会青年部会連絡協議会主催、宮古法人会青年部会主管による「第26回研修の集い宮古大会」が9月2日(金)浄土ヶ浜パークホテルを会場に開催されました。おもてなしの部では今年7月にオープンしたうみねこ丸による宮古湾周遊を堪能していただいたのち、岩泉ホールディングス(株)代表取締役社長 山下欽也氏を講師に迎え「価格や量とは別次元で未来を創る～度重なる苦境を乗り越えて～」と題しお話をいただきました。その後式典が行われ、佐藤隆一部会長の歓迎の言葉、次回開催地の釜石地区法人会への引継ぎ、宮古法人会の活動報告などが行われました。

線状降水帯予測を企業防衛の一助に

日刊工業新聞社 岡田 直樹

気象庁は2022年6月1日、線状降水帯予測を半日前などに発表する取り組みを始めた。予測の精度向上や対象地域の細分化が進めば、企業は災害レジリエンスの強化に役立てられそうだ。タイムライン(防災行動計画)やBCP(事業継続計画)の実効性を高める一助にしたい。

線状降水帯は長時間にわたり局的に猛烈な雨が続き、河川氾濫や土砂崩れなど人命に関わる被害をもたらす。発生過程は海から暖かく湿った空気が陸上に流入、積乱雲が次々と発生し、帶のように連なって狭い地域に流れ込むことで起きる。背景には温暖化による大気中の水蒸気量の増加がある。

記憶に新しいのは熊本県を中心に発生した令和2年7月豪雨で、線状降水帯による代表的な災害といえる。未明に雨脚が急激に強まり、熊本県内だけで球磨川流域を中心に60人を超す犠牲者を出した。半日前に線状降水帯の発表ができていれば、早めの避難により被害を少なくできたかもしれない。

線状降水帯ができるのは、上昇気流により積乱雲が発生しやすい山沿いや山間地などに限らない。「台風の外側の雲がかかり続けると平野部でも発生することがある」。気象予報士で危機管理情報を提供するレスキューナウ(東京都品川区)の吉澤健司氏は、都市部での水害の危険性を指摘する。

台風や集中豪雨では、発災が想定される時刻に向けて時系列で「いつ」「誰が」「何をするか」を決めて実行するタイムラインが有効になる。大雨警報や土砂災害警戒情報は半日前などに発表するのが難しく、夜中に出されても避難が間に合わない恐れもある。線状降水帯予測を半日前に発表することにより、

早期に警戒レベルを1段階引き上げ、タイムラインを前倒しで実施するといった備えを強化できる。

企業は、止水板などの浸水防止用設備で建屋の入り口をふさぐ、従業員を安全な時間帯に帰宅させる、在宅勤務に切り替える、製品や部品を階上に移動するなどの事前行動の判断材料になろう。

企業防災に活用するには多くの課題を克服する必要がある。気象庁によると、現在はスーパーコンピューターを駆使しても的中率は約25%で、しかも「九州北部」など全国を11地域に分けた広域予測の発表にとどまる。計画では2024年に都道府県単位、2029年には市町村単位で発表できるようにする。また発表時刻は今のところ発生の半日前から6時間前だが、2023年には30分前も可能になる見込み。

予測が外れる「空振り」や発生を予測できない「見逃し」をどこまで減らせるかがカギになる。今年8月3日から山形県内などで発生した豪雨災害では「線状降水帯は発生していたが、精度に問題があり発表できなかった」(山形気象台)。気象庁は地域気象観測システム(アメダス)観測所の半分程度に湿度計を配備し、水蒸気の分布を正確に把握できるようにする計画だが、前倒しで進めてもらいたい。

一方、企業は自社が安全でもサプライチェーンでつながる取引先が発生予測地域に含まれる場合は、緊密に連携を取り合って対策を講じておきたい。山形県のケースは発表に至らなくても豪雨になる危険性が極めて高いことの証左といえる。発表の有無に関わらず、対策に万全を期してほしい。

【筆者紹介】

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

情報の洪水に注意しましょう

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆過剰な情報収集、結果を求めていらだつ毎日

「私は病気でしょうか。何らかの障害でしょうか。診断されるのが怖いのでここに相談にきました。仕事仲間や友人、親にも話せません」というのが最初の言葉だった。生活用品製造会社の企画部門で働く30代前半の男性Tさん。ITのスキルもあり、システム開発・保守を中心になって担当していた。専門知識があるが故の悩みだが、「落とし穴」が隠れていた。

具体的な相談内容は、「コンピューターがすぐ立ち上がらないとイライラする」「常に動いていないと不安になる」「ネットやスマホで情報を探す時間がどんどん多くなり思い通りに過ごせなくなった」というもので、思い当たる方がいるかもしれません。簡単にまとめれば、過剰な情報収集や活動、スマホへの依存症ともいえるのめり込みです。健全な感情が損なわれていく危険性があります。

◆このままでは『感情が早死に』してしまう恐れも

「ほとんど役に立たない考えに支配されて自分をうまく管理できないようですね」とTさんに話し、次の6つの状態が当てはまるかどうか、まず質問しました。①気が散る、②過程(プロセス)を楽しめない、③すぐ飽きる、④スローペースに耐えられない、⑤休暇を楽しめない、⑥将来が憂鬱になる、の6つです。一応レベルを考えた6つですが、例えば①のように気が散ってしまう人は、何かを見ているようで何も見ていない。本を読んでいても内容が頭に入らない、という状態です。②は、本を最後のページから読むような人で、せつ

かちになっています。③は、テレビのチャンネルをすぐ替え、周囲をげんなりさせている人です。このような状態は、自分が分離されている可能性がある、と分析できます。脳内で思考が加速して、脳が疲弊している状態です。

Tさんは、①②③について「当てはまります」と即答、④と⑤についてもうなずきました。

ネット情報に頼り、一日中スマホが手放せない、現代人の習性が引き金になっているのではないでしょうか、と指摘している学者もいます。「感情が早死にしてしまいます」という警告も込めて。

◆休息をとりながら人生を楽しむ余裕を

Tさんにも確認しましたが、「常に不安」「落ち着きがない」「集中力が欠けてきた」「いつも疲れている」「物忘れが激しい」「不眠状態」などがあることが分かりました。メンタル不調に当てはまる症状です。生活スタイルを見直し、心の健康を保つ必要があることを伝えました。コンピューターやスマホが定着したSNS時代に慣れてしまった人々には、容易ではないと思いますが、休息をとりながら人生を楽しむ、そんな暮らしを、改めて心がけていただきたいと思います。理屈っぽく言えば、人間は情報を記録するだけの機械ではありません。

前述の⑥について。何年もストレスフルな職場で働き続けた結果、退職してからも、新しいことに挑戦する気力も失い、寂しい老後になる可能性がある状態を示しています。これは要注意です。

*参考資料=アウグスト・クリ著、鈴木由紀子訳『「加速思考」症候群』

【筆者紹介】

柏木勇一(かしわぎ・ゆういち) 大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

神奈川県連緑法人会から三陸鉄道に復興支援



神奈川県連緑法人会（徳江傳三会長）から岩手県連に贈られた義援金を活用し、宮古法人会（寺崎勉会長）を通じ東日本大震災の復興支援として三陸鉄道（石川義晃社長）に大型プランター12台、ハンギングバスケット12個、散布ホース1個の時下100万円相当を寄贈した。宮古市民有志が花を植えて宮古駅前に設置し、三陸の玄関口を彩っている。JR宮古駅も隣接する宮古駅前で5月11日に贈呈式を実施。式には寺崎会長、花の管理を行っている昭和通りのおかみさんもてなしたいの佐々木慶子会長（写真左）が出席。寺崎会長（写真中央）を通じて目録を受け取った石川社長（写真右）は「利用者の癒しとなり、観光客にとっても三陸のイメージが飛躍的に向上すると思う」と感謝した。寺崎会長は「宮古市の活性化や、震災後に活躍している三鉄の支援になればうれしい」と思いを込めた。

緑法人会からは令和元年に岩手県連を通じて、戸塚法人会とともに寄付金をいただき宮古税務署管内の3小学校に備品等を寄贈させて頂いています。

緑法人会の皆様ありがとうございました

7月10日付 仙台国税局の定期人事異動が発令（敬称略）

転入者 宜しくお願いします。	宮古税務署長 法人課税統括官 総務係長	鳴原 学史（税大総合教育部主任教授） 柳谷 博（弘前税務署法人二統括官） 土井由佳理（宮古税務署庁管係長）
転出者 お世話になりました。	宮古税務署長 法人課税統括官 総務課長	潮見 宏文（東京局大森署長） 日渡 一夫（盛岡税務署特官（源）） 玉置 祐二（盛岡税務署指導官付調査官）

（ ）は前任地・異動先

宮古法人会の今後の事業予定

月 日	場 所	内 容	該 当
11. 9 (水)	オンライン	2022年版年末調整実践セミナー 講師 税理士 大岡百合子 氏	全会員
11.28 (金)	宮古ホテル沢田屋	組織、厚生委員会合同会議	組織・厚生委員
12. 2 (金)	シートピアなあど	税務研修会「年末調整の仕方」 講師 宮古税務署職員	全会員
12.15 (木)	シートピアなあど	電子帳簿保存法改正のポイントと実務対応 講師 税理士 中島祥貴氏	全会員
12月上旬	市町村役所	税制改正要望事項の提言活動	税制委員長・各支部長
1.25 (水)	浄土ヶ浜 パークホテル	新春の集い講演会・交流会 講師 おもかげ復元師 笹原留似子 氏	全会員
2.21 (火)	未定	健康セミナー 演題「笑って！免疫力アップで健康の秘訣」 講師 漫談師 福々亭ナミ子 氏	全会員
2月下旬	未定	第2回正副会長会・第3回定例理事会	理事・監事

各々、実施日の約1カ月前に会員の皆様にご案内します。多数の参加をお待ちしています。

宮古税務署のインボイス説明会 ~11月以降分~

消費税の申告をしたことがあるもの、「インボイス制度」という言葉を始めて聞いた方やインボイス制度の概要を知りたい方向けに説明会を開催しています。説明会の終了後、登録申請を対象に、手続きのサポートを実施する「登録申請相談会」を開催いたします。

開催日	開催時間	会 場	定 員	事前予約締切日	申込先
11.25 (金)	9 : 30 ↓ 12 : 00	宮古合同庁舎 4階会議室 (宮古市小山田 1-1-1)	各 10 名	11.18 (金) 17 時	宮古税務署 法人課税部門 (直通電話) 0193-62-4611
12.19 (月)				12.12 (月) 17 時	
1.17 (火)				1.13 (金) 17 時	
2.8 (水)				2.3 (金) 17 時	
3.7 (火)				3.3 (金) 17 時	
3.17 (金)				3.14 (火) 17 時	

消費税の基本的な仕組みからインボイスの概要まで説明します。インボイス発行時容赦の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。また、説明会の終了後、登録申請をご希望の方を対象に、手続きのサポートを実施する「登録申請相談会」を開催いたします。

開催日	開催時間	会 場	定 員	事前予約締切日	申込先
11.25 (金)	13 : 30 ↓ 16 : 00	宮古合同庁舎 4階会議室 (宮古市小山田 1-1-1)	各 10 名	11.18 (金) 17 時	宮古税務署 法人課税部門 (直通電話) 0193-62-4611
12.19 (月)				12.12 (月) 17 時	
1.17 (火)				1.13 (金) 17 時	
2.8 (水)				2.3 (金) 17 時	
3.7 (火)				3.3 (金) 17 時	
3.17 (金)				3.14 (火) 17 時	

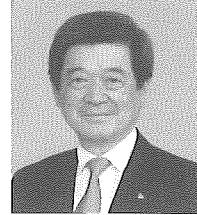
意見広告

法人会からの提言

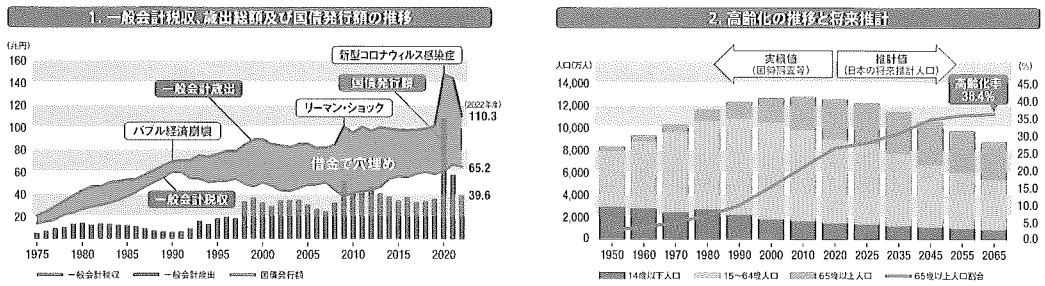
少子高齢化、人口減少1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一體的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では容易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別的具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費(公費と保険料)で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重視化・効率化」により可能な限り抑制しかねない方法、また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず牌より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるといふ点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などがあり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には事業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に發揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなければ、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる本格的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度まで単一税率が望ましく、低所得者対策(扶助等)が給付措置の見直しで対応するの

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者の登録申請」がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業経営に追い込まれることのないよう、当面は現行の区分課税請求書等保存方式の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、理屈的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が競争するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際に黒字・取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の複雑さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開拓していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

↑ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たちは、中小企業を中心とした全国約75万社の会員企業を構成する団体です。41都道県に4400法人が加盟され、創設以来70年にわたり、国の基盤ともいえる多くの分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の確立・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研究会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への指導教育や後の暮運営、さらには企業の税務コンプライアンス向上による税収の増加に貢献するための健康経営プロジェクトを展開し、「健康経営」を中心とした企業の活力向上がもたらす税収の増加、より適切な医療利用による医療費の適正化におけるアクションフォーラムを取組んでいます。

公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区西新宿5-6 全法連会館

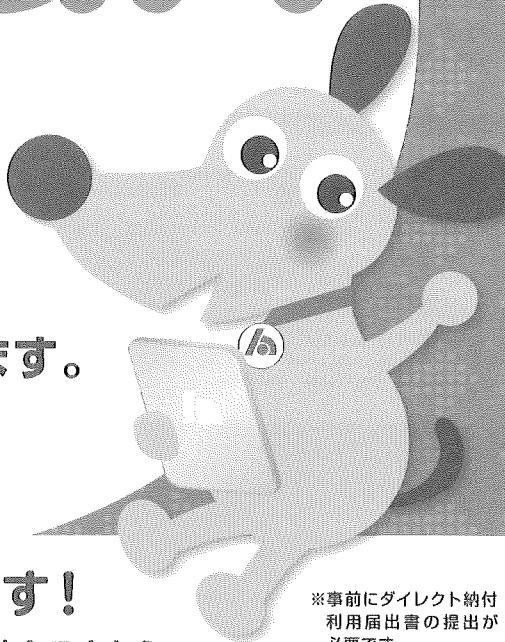
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です！

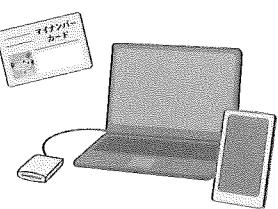
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用していれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

※事前にダイレクト納付
利用届出書の提出が
必要です。

※届出書の提出から利用
可能となるまで、1か月
程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定期限から5年間、税務署から書類の提出又は
提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp